大　麻　廃　棄　届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 | 第　　　　　　号 | 免許年月日 | | 年　　月　　日 |
| 大麻栽培地の住所 |  | | | |
| 大麻を取り扱う  事務所の住所 |  | | | |
| 廃棄しようとする大麻の  品名及び数量 | 品名 | | 数量 | |
|  | |  | |
| 廃棄の年月日 |  | | | |
| 廃棄の場所 |  | | | |
| 廃棄の方法 |  | | | |
| 廃棄の理由 |  | | | |
| 上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。  　　　　年　　月　　日 | | | | |
|  | 住　所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地） | | | |
| 氏名（法人又は団体にあっては、その名称） | | | |
|  |  | | | |
| 長 野 県 知 事　　殿 | | | | |

　（注意）

　　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

大麻廃棄届

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | １　大麻を栽培地内で廃棄しようとするとき  ２　大麻を栽培地外で廃棄しようとするとき |
| 根拠法令 | 法第12条第１項、第２項  省令第６条 |
| 提出部数 | ２部（薬事管理課　１部、保健所　１部） |
| そ の 他 | １　栽培地外の大麻廃棄事務は、「長野県大麻廃棄事務取扱要領」により行うこと  　２　加工の過程で製造した麻薬を廃棄する場合、免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理している大麻を廃棄する場合は、麻薬廃棄届の手続きによること  ３　中核市における栽培地外廃棄は薬事管理課職員がその立会いを行うことから、該当事案がある場合は、薬事管理課に連絡するよう第一種大麻草採取栽培者に指導すること  　４　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理している大麻及び発芽不能未処理種子を他の第一種大麻草採取栽培者に譲り渡す場合は、大麻等譲渡届の手続きによること  　（関連手続き）   * 麻薬廃棄届 * 大麻等譲渡届   ※免許期間満了者等・・・法第12条の８第１項に規定する免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者 |